

仏教界、とりわけ浄土真宗本願寺派の対応を中心として、仏教界が裁判員制度と信仰の問題をどのように感じ、考えたのかについて、宗教界の反応も参照しながら、発表を行うものである。

1. 裁判員制度への対応

浄土真宗本願寺派教学伝道研究センターでは、小泉内閣での司法改革にともなう裁判員制度が導入されるに至る過程の中で、裁判員制度についての調査をおこなってきた。調査・分析の対象となったのは、①裁判員制度の実際と信仰への影響、②裁判員制度に対する宗教界の対応である。この中、裁判員制度への宗教界の反応については、キリスト教に比べ、仏教界の反応は鈍く小さなものであった。

2. 本願寺派の反応

本願寺派においても、裁判員制度に関して問題が提起され、本願寺派の僧侶でもある根來泰周氏の発言が宗門の機関誌に記載されるなどの動きがあったが、宗門全体に対して声明を出すといった事態とはならなかった。

3. 仏教と社会

釈尊によって創唱された宗教は、当寺の権力構造と関係が深いヴェーダの宗教（バラモン教）に対する、新しい宗教として登場してくる。クシャトリアの出身である釈尊は、統治機構への意識がなかったのではなく、新たな統治機構との関係、すなわち出家者が直接的に関与しないことによって、仏教の価値を伝えていくという方法を取り、タイ等の仏教国においては、今もこの形が忠実に継承されている。しかし、律令制度の時代に受容された東アジアの仏教は、異なった社会との関係を築く。

4. 仏教における司法

仏教は、サンガ（僧伽）と称される出家者教団を作り、独立した統治を行っていた。サンガは、「律」と呼ばれる法律と、それに基づく司法の機能を有していた。「律」には、罪の内容に対する罰則が示されており、そこには仏教の基本的な考え方が反映されている。

5. 浄土真宗の教義と裁判員制度

釈尊は、人間について煩惱を持つ者であると規定した。親鸞聖人を開祖とする浄土真宗では、宗祖自身が「愚禿釈親鸞」と称し、また『歎異抄』には「さるべき業縁のよおさば、いかなるふるまひもすべし」との言葉が見られる。こうした教えから、裁く側になった時の、仏教者の指針を見出すことができる。

6. 問題点の整理－結論に変えて－

- ・ 宗教と社会
- ・ 裁判員制度と信教の自由
- ・ 市民としての仏教者の可能性